

秋田県庁舎等維持管理業者の資格効力の停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、県が発注する庁舎等の維持管理業務（以下「庁舎等維持管理業務」という。）についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた庁舎等の維持管理業務についての競争入札参加者の資格等取扱要領第7条第3項の規定による資格者の資格効力の停止について必要な事項を定めるものとする。

(資格効力の停止)

第2条 知事は、資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当したときは、庁舎等の維持管理業務についての競争入札参加者の資格審査委員会の議を経て、当該各号に定める期間、当該資格者の資格効力を停止するものとする。

2 知事が資格者の資格効力を停止したときは、契約担当者は、当該資格者を一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加させてはならない。

(下請負人の資格効力の停止)

第3条 知事は、資格者の資格効力を停止した場合において、当該資格効力の停止について責を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の資格効力の停止期間と同じ期間当該下請負人の資格者の資格効力を停止するものとする。

(資格効力の停止期間の特例)

第4条 資格者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当したときの資格者の資格効力の停止期間は、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものとする。

2 知事は、資格者について情状酌量すべき事由があるときは、資格者の資格効力の停止期間を2分の1まで短縮することができる。

3 知事は、資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、第2条第1項の規定による期間を超える指名停止期間を定める必要があるときは、資格者の資格効力の停止期間を2倍まで延長することができる。ただし、当該効力の停止期間は、3年を超えることができない。

4 知事は、資格者の資格効力の停止期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該資格者の資格効力の停止を解除するものとする。

(資格効力の停止等の通知)

第5条 知事は、第2条第1項又は第3条の規定により資格者の資格効力を停止したときは様式第1号、第4条第4項の規定により資格者の資格効力の停止を解除したときは様式第2号により当該資格者に速やかに通知するものとする。

2 出納局長は、知事が第2条第1項又は第3条の規定により資格者の資格効力を停止したときは様式第3号、第4条第4項の規定により資格者の資格効力の停止を解除したときは様式第4号により、各部局長等へ通知するものとする。

3 知事は、第1項の通知をする場合において、当該効力の停止に係る事由が県の契約担当者と締結した庁舎等維持管理業務に係る契約に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(資格効力の停止等の公表)

第6条 知事は、第2条第1項又は第3条の規定により資格者の資格効力を停止したとき又は第4条第4項の規定により資格者の資格効力の停止の解除をしたときは、当該資格効力の停止又は停止の解除の内容を、美の国あきたネットへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約担当者は、資格効力の停止期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請負等の禁止)

第8条 契約担当者は、資格効力の停止期間中の資格者が当該契約担当者の契約に係る発注の一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(警告等)

第9条 知事は、必要があると認められるときは、資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うものとする。

(資格効力の停止該当者の報告)

第10条 本庁の課室長等及び地方公所の長は、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事由が発生したと認めるときは、様式第5号により出納局長に報告するものとする。現に資格者の資格効力の停止期間中の資格者について第4条第4項の規定により資格者の資格効力の停止を解除すべき事由が発生したと認めるときも同様とする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、資格者の資格効力の停止に係る事案については、庁舎等の維持管理業務についての競争入札参加者の資格審査委員会において審議するものとする。

附則

この基準は、平成２７年１２月２２日から施行する。

この基準は、令和５年１２月１８日から施行する。

この基準は、令和７年６月１日から施行する。

別表

資格者の資格効力の停止措置要件及び停止期間

措 置 要 件	停止期間
(過失による粗雑業務) 1 県の庁舎等維持管理業務に当たり、故意若しくは重過失又は過失により、業務を粗雑にしたとき。 (1) 故意又は重過失によるもの (2) 過失によるもの	当該認定をした日から 4 月 1 月
(競争入札妨害) 2 県の庁舎等維持管理業務調達に当たり、競争入札において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。	当該認定をした日から 6 月
(契約妨害) 3 県の庁舎等維持管理業務調達に当たり、競争入札による落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	当該認定をした日から 4 月
(検査妨害) 4 県の庁舎等維持管理業務に当たり、競争入札により締結した契約の履行に際し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の執行を妨げたとき。	当該認定をした日から 3 月
(契約違反) 5 県の庁舎等維持管理業務に当たり、競争入札により締結した契約を正当な理由がなく履行しないとき。 (1) 履行不能 履行不能となり、契約解除となったとき。 (2) 履行遅滞 ① 履行遅滞となり、契約解除となったとき。 ② 履行遅滞となり、契約解除せず、完了したとき。	当該認定をした日から 4 月 4 月 1 月
(入札参加欠格者の使用) 6 県の庁舎等維持管理業務調達に当たり、競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する	当該認定をした日から 1 月

者を契約の締結又は履行に際し、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。	
(虚偽記載)	
7 県の庁舎等維持管理業務に当たり、県に提出した資料に故意若しくは重過失又は過失により虚偽の記載をしたとき。	当該認定をした日から
(1) 故意又は重過失によるもの	4 月
(2) 過失によるもの	1 月
(契約辞退)	
8 県の庁舎等維持管理業務調達に当たり、競争入札において、落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。	当該認定をした日から 1 月
(安全管理措置の不適切により生じた事故)	
9 庁舎等維持管理業務の履行に当たり、公衆若しくは契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は建造物等に損害を与えたことにより、刑法（明治40年法律第45号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 公衆における事故	
① 県の庁舎等維持管理業務における事故	
ア死亡者の発生	6 月
イ負傷者の発生	3 月
ウ物損の発生	1 月
② 県以外の者の同種業務における事故	
ア死亡者の発生	2 月
イ負傷者の発生	1 月
ウ物損の発生	1 月
(2) 契約関係者に係る事故	
① 県の庁舎等維持管理業務における事故	
ア死亡者の発生	4 月
イ負傷者の発生	2 月
② 県以外の者の同種業務における事故	
ア死亡者の発生	2 月

イ 負傷者の発生	1 月
(贈賄)	
10 資格者である個人若しくは法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）（以下「代表役員等」という。）、資格者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時庁舎等維持管理業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）又は資格者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 県の職員に対する贈賄	
① 代表役員等の逮捕等	1 8 月
② 一般役員等又は使用人の逮捕等	1 6 月
(2) 県以外の公共機関の職員に対する贈賄	
① 代表役員等の逮捕等	1 2 月
② 一般役員等又は使用人の逮捕等	1 0 月
(独占禁止法違反)	
11 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反又は逮捕若しくは公訴し、公正取引委員会から刑事告発され、若しくは命令が出され、若しくは課徴金納付命令が出され、又は代表役員等が逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 県の庁舎等維持管理業務に係る違反	1 6 月
(2) 県以外の者の同種業務に係る違反	1 2 月
(競売入札妨害及び談合)	
12 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴提起をされたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 県の庁舎等維持管理業務に際して行ったとき。	
① 代表役員等の逮捕等	1 8 月
② 一般役員等又は使用人の逮捕等	1 6 月

(2) 県以外の者の同種業務に際して行ったとき。	
① 代表役員等の逮捕等	
② 一般役員等又は使用人の逮捕等	1 2 月 1 0 月
(各業種の資格の基になる法令違反)	
1 3 庁舎等維持管理業務の各業種において、代表役員等、一般役員等又は使用人がその資格の基となる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴の提起をされたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 県の庁舎等維持管理業務に際して違反したとき。	
① 代表役員等の逮捕等	6 月
② 一般役員等又は使用人の逮捕等	4 月
(2) 県以外の者の同種業務に際して違反したとき。	
① 代表役員等の逮捕等	4 月
② 一般役員等又は使用人の逮捕等	2 月
(暴力的不法行為等)	
1 4 代表役員等、一般役員等又は使用人が、業務に関して暴力的不法行為等を行い、告訴又は告発されたとき。	当該認定をした日から
(1) 県の庁舎等維持管理業務に際して行ったとき。	
① 代表役員等の行為	1 2 月
② 一般役員等又は使用人の行為	9 月
(2) 県以外の者の同種業務に際して行ったとき。	
① 代表役員等の行為	9 月
② 一般役員等又は使用人の行為	6 月
(不正又は不誠実な行為)	
1 5 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	当該認定をした日から
(1) 県の庁舎等維持管理業務に関し、法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
① 代表役員等の行為	4 ～ 9 月
② 一般役員等又は使用人の行為	1 ～ 6 月
(2) 県の庁舎等維持管理業務以外の業務（資格者の、個人の私生活上の行為以外の、業務全般をいい、管理的な業務、営業に関する業務を含む。以下同じ。）に関し、法令	

違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
① 代表役員等の行為	2 ～ 6 月
② 一般役員等又は使用人の行為	1 ～ 4 月
(3) その他の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、庁舎等維持管理業務契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 ～ 9 月
(代表役員等の私的犯罪)	
16 代表役員等が、私的な理由で、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金以上の刑を宣告されたとき。	当該認定をした日から
(1) 拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起されたとき。	4 月
(2) 罰金以上の刑を宣告されたとき。	1 月

様式第 1 号

文書番号
年 月 日

(資格者の資格効力を停止した者) 様

秋田県知事 印

庁舎等維持管理業者の競争入札参加資格効力の停止について（通知）

この度、次のとおり競争入札参加資格者の資格効力を停止したので通知します。
今後、かかる事態の生じることのないよう十分注意してください。

この資格効力の停止は、貴社が代理人と定めた支店・営業所等についても該当する
ほか、競争入札以外の随意契約等の見積についても同様の取り扱いとしたので、併せ
て通知します。

1 資格効力の停止期間 年 月 日 から 年 月 日まで

2 資格効力の停止理由

様式第 2 号

文書番号

年 月 日

(資格者の資格効力を停止した者) 様

秋田県知事 印

庁舎等維持管理業者の競争入札参加資格効力の停止の解除について (通知)

さきに 年 月 日付け号をもって貴社の競争入札参加資格者の資格効力を停止した旨通知したところですが、このたび、当該資格効力の停止を解除したので通知します。

解除 年 月 日

様式第 3 号

文書番号

年 月 日

各部局長

各地域振興局長

秋田県教育長様

秋田県警察本部長

出納局長

庁舎等維持管理業者の競争入札参加資格効力の停止について（通知）

この度、次のとおり競争入札参加資格者の資格効力を停止したので通知します。

この資格効力の停止は、当該業者が代理人と定めた支店・営業所等についても該当するほか、競争入札以外の随意契約等の見積についても同様の取扱いとなりますのでご留意ください。

なお、このことについて貴部局内の関係各課所長にも周知してください。

1 資格効力を停止した者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

2 資格効力の停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 資格効力の停止理由

様式第 4 号

文書番号
年 月 日

各部局長
各地域振興局長
秋田県教育長様
秋田県警察本部長

出納局長

庁舎等維持管理業者の競争入札参加資格効力の停止の解除について（通知）

さきに、 年 月 日付け号をもって競争入札参加資格者の資格効力を停止した次の者について、当該資格効力の停止を解除したので通知します。

なお、このことについて貴部局内関係各課所長にも周知してください。

1 資格効力を停止した者及び資格効力の停止期間

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

資格効力の停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 解除年月日

3 解除理由

様式第 5 号

文書番号

年月日

出納局長様

課室等の長

地方公所の長

庁舎等維持管理業者資格効力の停止基準該当者について（報告）

次の者が庁舎等維持管理業者の資格効力の停止基準に該当すると認められるので報告します。

1 停止基準該当者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

2 停止基準に該当する理由